

「2023年度合格目標 LEC工藤道場 合格レスキューFINAL」から

第55回社労士試験【選択式】社一般 空欄Aの出題が 的中しました!!

LEC教材掲載内容(抜粋)

[RM23104 p.245] (船員保険法 傷病手当金)

- 2 傷病手当金の支給期間は、同一の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病に関しては、その支給を始めた日から ② _____ とされる。

解答 ② 通算して3年間

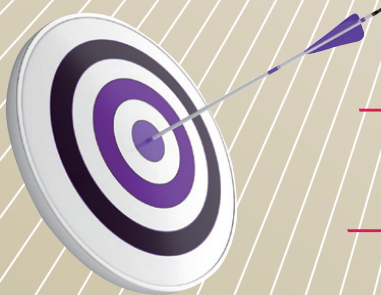


本試験出題はこうでした!

第55回 社労士試験 問題
【選択式】社会保険に関する一般常識 【空欄A】

- 1 船員保険法第69条第5項の規定によると、傷病手当金の支給期間は、同一の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病に関しては、その支給を始めた日から通算して 間とされている。

解答 → ⑧ 3年



工藤講師 的中!

